

令和4年6月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(行ウ)第455号 持続化給付金等支払請求事件

口頭弁論終結日 令和4年3月3日

判 決

5 当事者の表示

別紙1当事者目録記載のとおり

(同別紙において定義した略称は本文に
おいても用いる。)

主 文

- 10
- 1 本件訴えのうち、確認請求に係る部分をいずれも却下する。
 - 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
 - 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 主位的請求1

- 15
- (1) 被告国は、原告に対し、296万8000円及びこれに対する令和2年10月31日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
 - (2) 被告国は、原告に対し、150万円及びこれに対する令和2年12月19日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

2 主位的請求2

- 20
- (1) 被告デロイトは、原告に対し、200万円及びこれに対する令和2年10月31日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
 - (2) 被告リクルートは、原告に対し、96万8000円及びこれに対する令和2年10月31日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

3 主位的請求1(1)に対する1次的予備的請求(以下「予備的請求1」とい
25 う。)

- (1) 被告国は、原告が令和2年9月8日付けでした持続化給付金の給付に係る

申請に対し、給付額を200万円と決定せよ。

(2) 被告国は、原告が令和2年9月8日付けでした家賃支援給付金の給付に係る申請に対し、給付額を96万8000円と決定せよ。

4 主位的請求1(1)に対する2次的予備的請求（以下「予備的請求2」という。）

(1) 原告が令和2年9月8日付けでした持続化給付金の給付に係る申請に基づき、原告が、被告国との間において、持続化給付金給付規程（中小法人等向け）9条1項に定める贈与契約上の地位を有することを確認する。

(2) 原告が令和2年9月8日付けでした家賃支援給付金の給付に係る申請に基づき、原告が、被告国との間において、家賃支援給付金給付規程（中小法人等向け）10条1項に定める贈与契約上の地位を有することを確認する。

5 主位的請求1(1)に対する3次的予備的請求（以下「予備的請求3」という。）

(1) 原告が令和2年9月8日付けでした持続化給付金の給付に係る申請について、原告が持続化給付金給付規程（中小法人等向け）8条1項3号により不給付とされない地位にあることを確認する。

(2) 原告が令和2年9月8日付けでした家賃支援給付金の給付に係る申請について、原告が家賃支援給付金給付規程（中小法人等向け）9条1項3号により不給付とされない地位にあることを確認する。

第2 事案の概要

1 本件は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）2条5項に定める性風俗関連特殊営業を行う原告が、「持続化給付金給付規程（中小法人等向け）」に基づく給付金（以下「持続化給付金」という。）及び「家賃支援給付金給付規程（中小法人等向け）」に基づく給付金（以下「家賃支援給付金」といい、持続化給付金と併せて「本件各給付金」という。）について、性風俗関連特殊営業を行う事業者に給付しない旨の上記

各規程の定め（以下「本件各不給付規定」という。）は憲法14条1項に違反しており無効であるなどと主張して、前記第1の各請求を行う事案である。

5 主位的請求1(1)は、原告と被告国との間には、原告がした本件各給付金の申請（以下「本件各申請」という。なお、本件各申請が適式にされたものか否かについては争いがある。）により本件各給付金の贈与契約（以下「本件各贈与契約」という。）が成立したとして、被告国に対し、本件各贈与契約に基づき、持続化給付金200万円及び家賃支援給付金96万8000円並びにこれらに対する令和2年10月31日から支払済みまで民法所定年3分の割合による遅延損害金の支払を求めるものである。

10 主位的請求1(2)は、被告国が本件各不給付規定を定めるなどしたことは違法であるとして、被告国に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づく損害賠償請求として、損害金150万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である令和2年12月19日から支払済みまで民法所定年3分の割合による遅延損害金の支払を求めるもの（以下「本件国賠請求」という。）である。

15 主位的請求2(1)は、原告と被告デロイトとの間には持続化給付金の受領委任契約が成立したとして、被告デロイトに対し、同契約に基づき、持続化給付金200万円及びこれに対する令和2年10月31日から支払済みまで民法所定年3分の割合による遅延損害金の支払を求めるものである。

20 主位的請求2(2)は、原告と被告リクルートとの間には家賃支援給付金の受領委任契約が成立したとして、被告リクルートに対し、同契約に基づき、家賃支援給付金96万8000円及びこれに対する令和2年10月31日から支払済みまで民法所定年3分の割合による遅延損害金の支払を求めるものである。

25 予備的請求1は、主位的請求1(1)に対する1次的予備的請求として、被告国に対し、本件各贈与契約に基づき、原告に対する持続化給付金の給付額を200万円、家賃支援給付金の給付額を96万8000円とする各決定をするよう

求めるものである。

予備的請求2は、主位的請求1(1)に対する2次的予備的請求として、被告国との間で、原告が本件各贈与契約上の地位を有することの確認を求めるものであり、予備的請求3は、主位的請求1(1)に対する3次的予備的請求として、被告国との間で、原告が本件各不給付規定により本件各給付金を不給付とされない地位にあることの確認を求めるものである（以下、予備的請求2及び3に係る訴えを「本件各確認の訴え」という。）。

2 関係法令等

(1) 本件各給付金について

ア 持続化給付金は、令和2年4月7日付けで閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（甲6）において、「特に厳しい状況にある幅広い業種・事業形態の中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、万全のセーフティネットを構築すべく、事業の継続を支え、事業全般に広く使える、再起の糧とするための新たな給付金制度」として創設することとされたものである。同月20日付けで閣議決定され、同月30日付けで成立した令和2年度補正予算（第1号）（甲7）で予算措置が講じられたことを受け、中小法人等向けと個人事業者向けの2つの持続化給付金給付規程が定められた。これらの規程はその後数次にわたり改正されているところ、本件に係る持続化給付金給付規程は、中小法人等向けで、同年8月1日付けのもの（以下「持続化給付金規程」という。）である。

イ 家賃支援給付金は、与党賃料支援PTが令和2年5月8日付けで、新型コロナウイルス感染症による「突然の需要蒸発により売上高の急減に晒されている多くの企業・事業者の存続・継続のためには何よりも固定経費負担を減らす政策が求められている」として、「売上げが大幅に落ち込むなど特に厳しい状況にある中堅・中小企業者・小規模事業者・個人事業主の

テナントに対し、持続化給付金に加え、無利子・無担保融資の元本返済にも活用できる『特別家賃支援給付金』を給付」するよう政府に求めたのを受けて（甲12）、創設することとされたものである。同月27日付けで閣議決定され、同年6月12日に成立した令和2年度補正予算（第2号）

（甲13）で予算措置が講じられたことを受け、中小法人等向けと個人事業者等向けの2つの家賃支援給付金給付規程が定められた。これらの規程はその後数次にわたり改正されているところ、本件に関する家賃支援給付金給付規程は、中小法人等向けで、同年8月26日付けのもの（以下「家賃支援給付金規程」といい、持続化給付金規程と併せて「本件各規程」という。）である。

ウ 本件各規程の定め

本件に関する本件各規程の定めは別紙3-1・2記載のとおりであり（甲1、2。同別紙で使用した略語は本文においても用いる。）、本件各不給付規定は持続化給付金規程8条1項3号及び家賃支援給付金規程9条1項3号に定められている。

(2) 風営法の定め

ア 風営法は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とするものである（1条）。

イ 風俗営業とは、2条1項各号のいずれかに該当する営業をいい、設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（同項1号）や、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業（同4号）などがこれに当たるとされている。

ウ 性風俗関連特殊営業とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう（2条5項）。接客業務受託営業とは、専ら、2条13項各号に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うことを内容とする営業をいい（同項柱書き）、同項各号の中には、性風俗関連特殊営業のうち店舗型性風俗特殊営業が掲げられている（同項2号）。

エ 風俗営業を営もうとする者は、営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない（3条1項）、4条にはその許可の基準が定められている。同条1項は営業の許可を受けようとする者が同項各号のいずれかに該当するときは許可をしてはならないという人的欠格事由について定め、同条2項1号は営業所の構造・設備について、風俗営業の種別に応じて国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合しないときは許可をしてはならないという物的欠格事由について定め、同項2号は営業所が、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるときは許可をしてはならないという営業制限地域について定めている。

また、12条以下では、許可を受けて風俗営業を営む者の遵守事項等について定めている。

オ 性風俗関連特殊営業については上記エのような許可制はとられておらず、性風俗関連特殊営業を営もうとする者は、営業所ないし事務所の所在地を管轄する公安委員会に所定の届出書を提出すれば足りることとされ（27条1項、31条の2第1項、31条の7第1項、31条の12第1項、31条の17第1項）、これに対して公安委員会は届出書の提出があった旨を記載した書面を交付することとされている（27条4項、31条の2第

4項、31条の7第2項、31条の12第2項、31条の17第2項)。
その上で、店舗型性風俗特殊営業について、営業禁止区域(28条1項)、
営業禁止地域(28条2項)、営業時間制限(28条4項)、広告宣伝規
5 制(28条5項、8項、9項)及び禁止行為(28条11項、12項)等
の各種規制が定められており、他の性風俗関連特殊営業についても、その
性質に応じて上記各条項が準用されているところ(31条の3、31条の
8、31条の13、31条の18)、例えば、上記営業禁止地域について
は、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業の受付所営業(31
10 条の2第4項参照)及び店舗型電話異性紹介営業に関し、都道府県は、善
良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障
害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、条例により、地域を定
めて、上記各営業を営むことを禁止することができる(28
条2項、31条の3第2項、31条の13第1項)。

カ 以上のとおり、性風俗関連特殊営業に対しては風俗営業と異なる規制が
15 設けられているところ、このような規制が導入されたのは昭和59年法
律第76号による改正(以下「昭和59年改正」という。)時である。
なお、昭和59年改正時は「風俗関連営業」との名称であったのが、平
成10年法律第55号による改正(以下「平成10年改正」という。)時
に「性風俗特殊営業」と改められ、平成13年法律第52号による改
20 正時に現在の「性風俗関連特殊営業」に改められたものである。

(3) 中小企業庁設置法の定め

本件各給付金は中小企業庁が所管するところ、中小企業庁設置法は、健全
な独立の中小企業が、国民経済を健全にし、及び発達させ、経済力の集中
を防止し、かつ、企業を営もうとする者に対し、公平な事業活動の機会を
25 確保するものであるのに鑑み、中小企業を育成し、及び発展させ、かつ、
その経営を向上させるに足る諸条件を確立することを目的とし(1条)、

中小企業庁は、上記目的を達成することを任務とするものと定めている
(3条)。

3 前提事実(争いのない事実、顕著な事実並びに掲記証拠〔書証は特記しない
限り枝番を含む。以下同じ。〕及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

5 (1) 当事者

ア 原告は、性風俗関連特殊営業のうち、無店舗型性風俗特殊営業である
「人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心
に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、
その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの」(風営法2条7項1
10 号)を行う株式会社である(弁論の全趣旨)。

イ 被告デロイトは、令和2年9月当時、持続化給付金に係る事務局業務を
受託していたものである(甲9)。

ウ 被告リクルートは、令和2年9月当時、家賃支援給付金に係る事務局業
務を受託していたものである(甲14)。

15 (2) 本件各申請に至る経緯

ア 令和2年5月1日、持続化給付金の申請要領、申請規程及び給付規程が
公表され、同日、持続化給付金の申請受付が開始された(弁論の全趣旨)。

イ 令和2年7月4日、家賃支援給付金の申請要領、申請規程及び給付規程
が公表され、同月14日、家賃支援給付金の申請受付が開始された(弁
20 論の全趣旨)。

ウ 本件各給付金の申請要領(甲11、15)には、「事務局が定める方法」
(持続化給付金規程6条、家賃支援給付金規程7条)として、それぞれ
申請用のウェブサイト(以下「本件各ウェブサイト」という。)から申
請する方法のみを定めているところ、本件各ウェブサイトでは、性風俗
25 関連特殊営業を行う事業者が該当しないこと等の宣誓事項(持続化給付
金規程7条、家賃支援給付金規程8条)にチェックをして宣誓しなけれ

ば申請の手續を完了することができない仕組みとなっていた（甲29、30）。

エ 原告は、令和2年9月8日、持続化給付金事務局及び家賃支援給付金事務局にそれぞれ宛てて本件各給付金を申請する旨を記載した同日付けの書面（甲18の1、19の1）を中小企業庁の所在地に発送し、同月9日、これらの書面はいずれも中小企業庁に到達した（甲18の2、19の2。本件各申請）。また、原告は、同日、持続化給付金事務局及び家賃支援給付金事務局にそれぞれ宛てて本件各給付金の申請に必要な書類を中小企業庁の所在地に発送し、これらの書類は、同月10日、中小企業庁に到達した（甲20、弁論の全趣旨）。

(3) 原告は、令和2年11月30日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

4 争点及び当事者の主張

本件の主たる争点は以下の(1)から(5)までのとおりであり、各争点に関する当事者の主張の要旨は、別紙4記載のとおりである。

- (1) 本件各不給付規定の憲法14条1項等への適合性
- (2) 本件各贈与契約に基づく請求の当否
- (3) 本件国賠請求の当否
- (4) 被告デロイト及び被告リクルートに対する各請求の当否
- (5) 本件各確認の訴えの適法性

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（本件各不給付規定の憲法14条1項等への適合性）について

(1) 憲法14条1項に違反するか否かの判断枠組みについて

ア 憲法14条1項は、法の下での平等を定めているが、同規定は合理的理由のない差別を禁止する趣旨のものであって、各人に存する経済的、社会的その他種々の事実関係上の差異を理由としてその法的取扱いに区別を設けることは、その区別が合理性を有する限り、何ら同規定に違反するもので

はない（最高裁昭和37年（才）第1472号同39年5月27日大法廷判決・民集18巻4号676頁参照）。そして、このことは、法律上の取扱いか事実上の取扱いかで異なるものではなく、国が行う給付行政において、給付金等の給付基準を法令ではなく内部規則により定める場合についても、同様に当てはまるものというべきである。

イ 本件各給付金のような給付行政は、限られた財源の中で行われるものであるから、給付の対象者をどのように選別して、各対象者にどの程度の給付をすべきか等の給付基準の策定に当たっては、当該給付に係る政策目的の実現に向けた効果的、効率的なものとする必要があり、そのためには、潜在的な対象者の間に存する事実関係上の差異に着目することに加え、類似の目的を有する他の施策とのすみ分けや均衡についても考慮すべきものである。また、当該給付の実施が他の政策目的の実現を阻害することとならないように、他の施策との整合性についても考慮することが必要である。さらに、給付行政もまた公金の支出である以上、その制度設計に際しては、政治的中立性や政教分離の原則への配慮を要することはもちろん、当該支出について最終的に納税者の理解を得られるものとなるよう一定の配慮をすることも許されるものというべきである。

このように、給付基準の策定に当たっては様々な政策的・政治的な考察に基づく検討を要するものといえるから、給付基準の策定は当該給付行政の実施主体たる行政庁の合理的な裁量判断に委ねられているものというべきである。特に、本件各給付金のように、その目的が中小事業者らの事業の継続を支えるという社会経済的なものである場合には、給付の費用対効果を判断するに当たっても、例えば当該事業への参入及び撤退の難易並びに廃業により生ずることが予想される国民経済上の不利益の程度といった面を考慮することも必要となるなど、その裁量の範囲は広範なものになるといわざるを得ない。

以上によれば、本件各不給付規定が、性風俗関連特殊営業を行う事業者について他の事業者と区別して本件各給付金の給付対象から除外していることが憲法14条1項に違反するか否かについては、そのような区別をする目的に合理的な根拠があり、かつ、その区別の具体的内容が上記の目的との関連において不合理なものではなく、行政庁の合理的な裁量判断の範囲を超えるものではないと認められる場合には、当該区別は、合理的理由のない差別に当たるとはいえず、憲法14条1項に違反するということはできないものと解するのが相当である。

ウ 以上に説示するところに対し、原告は、①本件各不給付規定は特定の職業に対する地位の格下げ・スティグマの押し付けにとどまらず、その助長・再生産という深刻な効果をもたらすこと、②本件各不給付規定の合理性を検討するに当たっては、高度の専門技術的な考察が介在する余地はなく、政府の裁量は極めて狭いこと、③本件各不給付規定は、職業の選択・遂行の自由の制約につながるもので、特に職業それ自体を否定するような規定であるから、精神的自由の場合に準じて判断する必要があること、④本件各給付金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という緊急事態の下における中小企業の事業を営む国民一人一人の日常生活を維持するという社会保障的給付の性格を有するものであることなどを理由として、本件各不給付規定の合憲性については厳格な審査が必要であり、本件各不給付規定は、これを定めるについてやむにやまれぬ事由がない限り、合理的な根拠なく差別的取扱いをするものとして憲法14条1項に違反する旨主張する。

しかしながら、上記①については、原告の主張するような事情の有無及び当否は、当該区別について、その目的の合理性や同目的との合理的関連性の有無を検討する際に考慮すべきであるのは格別、前記判断枠組みを左右すべき事情とまでは解することができない。上記②については、

高度の専門技術的な考察の要否のみが裁量判断の範囲の広狭を決する決め手となるものではないし、本件についていえば、上記イのとおり、給付基準の策定に当たって様々な政策的・政治的な考察に基づく検討を要する以上、行政庁に広範な裁量判断が許されているものといわざるを得ない。上記③については、本件各給付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う売上の急減に直面する中小法人等や個人事業主に対して、その事業の継続を下支えするという目的のもと、一定の額の給付金（中小法人等に対しては、持続化給付金につき事業収入の減少分について200万円を上限とし、家賃支援給付金につき6か月分の家賃相当額の一部について600万円を上限とするもの。）を給付するものであって、本件各給付金を給付しないことが、特定の職業の選択や遂行を直接禁止するものでないことはもとより、実質的にこれと同等の効果をもたらすものということもできない。また、上記④については、本件各給付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けての経済対策の一環として事業の継続を下支えするために中小法人等や個人事業主に給付されるものであって、当該中小法人等に雇用されるなどした個人の生活保障を直接の目的とするものではない。確かに、事業の継続を支えることは事業者やその従業員の生活保障に資するものであるといえるが、こうした経済対策は、各種施策を総合的に実施することにより国民経済を支え、ひいては個人の生活を支えることを目的とするものであるから（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策〔関係法令等(1)ア〕においても、本件各給付金や資金繰り対策等の事業継続のための支援に加え、雇用調整助成金の助成率の引上げや対象の拡充、生活困窮世帯や子育て世帯に対する給付金の給付、社会保険料の減免等の種々の方策が実施されており〔甲6〕、これらの制度の中には性風俗関連特殊営業に係る事業者やその被用者も対象とするものがある。）、こうした経済対策の一環として個々の給付

金の給付基準を策定する際における行政庁の裁量の範囲については、個人の生活保障を直接の目的とした社会保障給付における給付基準の策定の場合と比較しても、より広範なものになるといわざるを得ない。

5 以上のとおり、本件各不給付規定の合憲性については厳格な審査が必要であるとする原告の上記主張は、その前提において採用することができない。

エ よって、以下では上記の判断枠組みに従って本件各不給付規定の合理性について検討する。

(2) 風営法上の性風俗関連特殊営業の位置付けについて

10 ア 被告は、本件各不給付規定の根拠について、風営法上、性風俗関連特殊営業に対しては、それが性を売り物とする本質的に不健全な営業であることを前提に種々の規制措置が講じられていることから、性風俗関連特殊営業を行う事業者に対し、国庫からの支出により事業の継続の下支えを目的とした本件各給付金を給付することには、国民の理解を得ることが困難な点にある旨主張する。そこで、まず、風営法上の性風俗関連特殊営業の位置付けについて検討する。

15 イ 風営法は、「飲酒」、「射幸」、「性」といった人間の本能的欲望に起因する歓楽性・享楽性が過度にわたるおそれのある営業を規制等の対象とするものである。これらの営業については、その歓楽性・享楽性が本能的欲望に起因するものであるがゆえに完全に禁圧することは不可能であり、また不相当でもある一方で、これを放任すれば、人間の理性を麻痺させ、歓楽性・享楽性に歯止めがきかなくなるなどして、善良の風俗や清浄な風俗環境を害し、判断能力の未熟な年少者の健全な育成が害されるなどの弊害が生じ得るために各種規制等の対象とされているものと解される。

20 25 風営法は、規制の対象とする営業として風俗営業と性風俗関連特殊営業を区分して定めているところ、風俗営業とは主として「飲酒」や「射幸」

5 に関連するものであり、性風俗関連特殊営業は「性」に関連するものである（関係法令等(2)イ、ウ参照）。そして、風営法は、その目的規定（関係法令等(2)ア）においても明らかなどおり、風俗営業については、規制を課すことと同時にその健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることをも目的とするのに対し、性風俗関連特殊営業については、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずる対象とはされておらず、専ら規制の対象とされているものである。すなわち、風俗営業については許可制が採用され、風俗営業を営もうとする者の人的欠格事由、営業所に係る物的欠格事由及び営業制限地域等の許可の基準が定められ、同基準に適合しない場合には公安委員会は営業の許可をしてはならないこととされ、加えて、許可を受けて風俗営業を営む者について具体的な遵守事項等を定めることによつて、風俗営業に求められる適正な業務等の水準が示され、その水準に誘導することによる風俗営業の健全化が図られている（関係法令等(2)エ）。これに対し、性風俗関連特殊営業については届出制が採用され、性風俗関連特殊営業を営もうとする者は公安委員会に所定の届出書を提出すれば足り、これに対して公安委員会は届出書の提出があった旨を記載した書面を交付することとされているのみであり（関係法令等(2)オ）、性風俗関連特殊営業については、風俗営業における許可の基準や遵守事項のように、その健全化を図るために当該営業に求められる適正な業務等の水準というものは示されていない。もとより、このことは、性風俗関連特殊営業に対する規制が、風俗営業に対する規制より緩和されているということを意味するものではない。性風俗関連特殊営業についても各種規制が課されているところ、例えば場所的規制についていえば、都道府県が条例で風俗営業に係る営業制限地域を定めるに当たっては政令で一定の基準が定められているのに対し、都道府県が条例で店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業の受付所営業、店舗型電話異性紹介営業の営

業禁止地域を定めるに当たっては格別の基準は定められておらず、各都道府県の判断によって、より広範な地域において営業自体を禁止することが可能とされている（関係法令等(2)エ、オ）。

ウ 以上のおり、性風俗関連特殊営業は、風営法において風俗営業と異なる法的取扱いを受けているところ、この点について、昭和59年改正に係る法律案の国会での審議の際、当時の警察庁の担当者は「風俗関連営業というのはいわゆる性を売り物にした営業でございまして、これは公に許可をして認知をするという性格のものではないというふうに考えておるわけでございます。（中略）営業を営む人的な事由によってその内容が左右されることは比較的少ないというふうに考えられるわけでございます、欠格事由を設けてそれによって営業の健全化を図るとか業務の適正化をやっていくというものにちょっとなじまないということでございます。そうではなくて、むしろ我々の方は、必要な規制を行いまして、それに違反をすれば厳正な措置をとっていくという方が望ましいのではないかという形で臨むことにしたものでございます。」、「風俗関連営業と申しますのは、その行為から規制をするのになかなかなじまないものではないかなという感じを持っておるわけでございます。（中略）そういう営業者なり従業員が行います行為そのものを対象にするのにはなじまないのではないか。したがいまして、構造をいろいろ考えてみましても、そこで行われます行為というものが構造を変えたためによくなると期待できるという形にはなかなかならないのではないかという感じを持っておる、そういう種類の営業ではなかろうかと考えておるわけでございます。したがいまして、（中略）こういう営業形態に対しましては、やはり厳しい遵守事項を設けまして、それに違反するという形のものに対しまして厳正に対処するということが適当ではなかろうか、かように考えておるわけでございます。」と答弁し（乙2）、平成10年改正に係る法律案の国会審議の際にも「今回の改正

で性風俗特殊営業につきましては、今委員御指摘のとおり、性を売り物とする本質的に不健全な営業で、（中略）業務の適正化あるいは営業の健全化というのは本来的になじまない営業であります。このような営業について、公の機関がその営業を営むことを禁止の解除という形での許可という形
5 形で公認することは不相当であると考えて、届け出制にし、実態を把握し、また風俗営業に比べて営業禁止区域等極めて厳しい規制をもって臨むという立て方をしておるものでございます。」と答弁している（乙3）。

エ 上記イの風営法の定め及び上記ウの国会における政府答弁の内容をも踏ま
まえば、上記のような風営法上の性風俗関連特殊営業に対する法的取扱
10 いは、その歓楽性・享楽性が人間の本能的欲望に起因するものであることに加え、我が国の国民の大多数が、性行為や性交類似行為は極めて親密かつ特殊な関係性の中において非公然と行われるべきであるという性的道義観念を多かれ少なかれ共有していることを前提として、客から対価を得て一時の性的好奇心を満たし、又は性的好奇心をそそるためのサービスを提供する
15 という性風俗関連特殊営業が本来的に備える特徴自体がこうした大多数の国民が共有する性的道義観念に反するものであり、かつ、このような特徴は風営法が当該営業に対して営業所の構造・設備についての技術上の基準その他のいかなる条件を課したとしても変わりようのないものであることから、業務の適正化や営業の健全化といった目的になじまないとの
20 考えに基づくものと解される。そして、以上のような性風俗関連特殊営業の本来的に備える特徴に照らして、国が、性風俗関連特殊営業に求められる適正な業務等の水準なるものを公的に示して当該水準に到達することを推奨したり、一定の水準に到達したものを許可という形で公的に認知したりすることは、上記のような大多数の国民が共有する性的道義観念にも反
25 して相当ではないこと、他方で、こうした営業を一般的に禁止することもまた営業の自由を過度に制約し、あるいは国民に対し最小限度以上の性道

徳を強制することにもなって相当ではないことから、性風俗関連特殊営業については、善良な風俗と清浄な風俗環境の保持及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止を目的として営業禁止地域等の厳格な規制を課した上で、違法行為が行われた場合には直ちに行政処分や刑事罰をもって臨めるようその実態を把握するための方策として届出制が採用されているものと考えられるのであって、こうした風営法上の性風俗関連特殊営業に対する区別には合理的な理由があるものというべきである。

なお、上記のような性的道義観念は時代によって変遷し得るものである上、個々人によって差異があることも当然であるが、少なくとも、昭和59年改正や平成10年改正が成立し施行された当時において、性行為や性交類似行為は極めて親密かつ特殊な関係性の中において非公然と行われるべきであり、客から対価を得て一時の性的好奇心を満たし、又は性的好奇心をそそるためのサービスを提供するような営業が公の機関の公認の下に行われることは相当でないとの観念自体は大多数の国民に広く共有されていたものと推認されるところ、その後、そのような考えが大きく変容したというような事情も認め難いことからすれば、現時点においても、風営法上性風俗関連特殊営業に対して異なる取扱いをすることの合理的理由が失われたとはいえないものというほかはない。

(3) 本件各不給付規定の合理性について

ア 以上を前提に本件各不給付規定の合理性の有無について検討する。

本件各給付金は、いずれも、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う訪日観光客（インバウンド）需要の蒸発や営業自粛等により売上の急減に直面する事業者に対して、その事業の継続を下支えすることを目的として給付されるものである（関係法令等(1)）。

そして、本件各規程は、本件各不給付規定を定め、性風俗関連特殊営業を行う事業者を給付対象者から除外しているところ、これは、上記(2)の

とおり、性風俗関連特殊営業は、人間の本来的欲望に根差した享樂性・
5 歓樂性を有する上、その本来的に備える特徴自体において、風営法上も
 国が許可という形で公的に認知することが相当でないものとされている
 ことに鑑み、本件各給付金の給付対象とすること、すなわち、国庫から
 の支出により廃業や転業を可及的に防止して国が事業の継続を下支えす
 る対象とすることもまた、大多数の国民が共有する性的道義觀念に照ら
 して相当でないとの理由によるものと解される。そして、前記(1)イのと
 おり、給付行政における給付基準の策定に当たっては、他の施策との整
 合性に加え、当該給付をすることについて大多数の国民の理解を得られ
 10 るかどうかや給付の費用対効果その他の点について考慮することが必要
 であることからすると、上記のような本件各不給付規定の目的には、合
 理的な根拠があるものと認められる。

また、本件各給付金の給付対象とすることが相当でないのは、性風俗関
 15 連特殊営業が一般的・類型的に有する上記のような特徴によるものであ
 るから、性風俗関連特殊営業を行う事業者を一律に本件各給付金の給付
 対象から除外することは上記目的との関連において不合理なものではな
 く、行政庁の合理的な裁量判断の範囲を超えるものではないと認められ
 る。

イ 原告の主張について

20 (ア) 原告は、本件各不給付規定は性風俗関連特殊営業に対し不健全であ
 るというラベル付けをした上で、その地位の格下げを目的とするもので、
 憲法14条1項の要請に正面から反し許されない旨主張する。

しかしながら、風営法自体が、大多数の国民が共有する性的道義觀念
 を踏まえて、性風俗関連特殊営業を風俗営業と区分して、業務の適正化
 25 や営業の健全化といった目的になじまないものとして専ら規制の対象と
 する取扱いをしているものであり、当該区分に合理的理由があることは

前記(2)のとおりであるところ、本件各不給付規定はそのような風営法上の性風俗関連特殊営業の位置付けを踏まえ、これとの整合性その他の観点から定められたものであることからして、本件各不給付規定自体が性風俗関連特殊営業の地位の格下げを目的として定められたものとは解されず、他に原告の主張を認めるに足る証拠もない。よって、原告の上記主張は採用することができない。

(イ) 原告は、性風俗関連特殊営業は適法な事業であるから、これを他の事業と別異に取り扱う合理的な理由はないと主張する。

原告が、性風俗関連特殊営業一般が適法な事業であると主張するのであれば、それは、風営法上、所定の届出さえすれば営業を行うことが許されているという趣旨と解される。しかしながら、法律上禁止されていない事業であるからといって、直ちに国等の公的機関が公的資金を支出して支えることが相当な事業であるということにはならないのであって、このことは、本件各給付金の給付対象者が事業規模等によって限定されていたり（別紙3-1の(4)①、同3-2の(4)②）、本件各不給付規定以外にも不給付要件が定められたりしていること（別紙3-1の(8)、同3-2の(8)）からも明らかである。また、原告は、性風俗関連特殊営業を行う事業者の中には関連法規を遵守し、誠実に確定申告をして納税をしているものもいるとも指摘する。しかしながら、仮に、当該事業者が、風営法や売春防止法、あるいは社会の健全な性道徳・性秩序を保護法益とする各種刑罰規定に違反していなかったとしても、それは法が刑罰等をもって国民に要求する最小限度の性道徳・性秩序に違反していないということの意味するものにすぎないのであって、そのような者の営む事業であっても、当該事業が一般的・類型的に有する特徴に着目して国等の公的機関が公的資金を支出して支える対象から外すことが相当性を有するということはある得るものである。労働者保護に係る各種法令を遵

守していることや納税の義務を適正に履行していることについても同様であり、そのことから直ちに、当該事業者の営む事業を国等の公的機関が公的資金を支出して支えることが相当であるということにはならない。

5 (ウ) 原告は、性風俗関連特殊営業を行う事業者も他の事業者と同様に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響を受けて苦しんでいるとも主張するが、これまでに説示するところに照らしても、それは本件各不給付規定の合理性を判断する際に多数検討すべき要素の一つではあっても、それだけで上記合理性を否定すべき事情であるとまではいえない。

10 なお、これまでに説示するところは、飽くまで公的資金によって事業の継続を下支えするという本件各給付金について、限られた財源を効率的に活用する等の観点から、当該事業の特徴や内容に基づく区別が許容され得ることをいうものにすぎない。性風俗関連特殊営業を行う事業者やその従業員、あるいは同事業者から委託を受けて接客業務を行う事業者であっても個人として尊重され、法の下に平等な取扱いを受けるべきことは当然であり、こうした個人の生命や自由の保障について、当該個人
15 の職業に基づく差別が許容されるものではないことはいうまでもない。

ウ 以上によれば、本件各不給付規定が性風俗関連特殊営業を行う事業者について他の事業者と区別して本件各給付金の給付対象から除外していることは合理的理由のない差別に当たるとはいえず、憲法14条1項に違反するということとはできない。
20

(4) 適用違憲の主張について

原告は、①営業自粛要請に応じて休業していたこと、②設立以来確定申告をして納税していること、③反社会的勢力とは一切関係していないこと、④関連法規を遵守して業務を行っていること、⑤人身取引や性的サービスの強
25 要などの事情は皆無であること、⑥不当な労働搾取は一切行っておらず、セックスワーカーの安全・健康を守り、適切なサポートをしていることなどの

事情があるため、本件各不給付規定は少なくとも原告に適用する限りにおいて憲法14条1項に違反し無効であると主張する。

しかしながら、本件各不給付規定は、前記(3)のとおり、性風俗関連特殊営業が本来的に備える特徴に照らし、一般的かつ類型的に国庫からの支出により国が事業の継続を下支えする対象とするのは相当でないとの判断の下に定められたものであり、そのことが憲法14条1項に違反するものではないことはこれまでに説示したとおりである。そうすると、仮に、原告に上記各事情が存在したとしても、性風俗関連特殊営業を行う事業者である以上、原告を本件各給付金の対象としなかったことが直ちに憲法14条1項に違反するものとはいえないから、原告の上記主張もまた採用することができないものというほかはない。

(5) 原告が主張するその余の無効事由について

ア 原告は、本件各不給付規定は、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の禁止や平等原則等の行政法上の一般原則に違反し、無効であると主張する。

しかしながら、本件各不給付規定による取扱いが行政庁の合理的な裁量判断の範囲を超えるものではなく、憲法14条1項に違反しないことは前記(3)のとおりであり、原告の上記主張は採用することができない。

イ 原告は、本件各不給付規定は中小企業庁設置法の目的との間に合理的な関連性を欠くものであると主張するが、中小企業庁も国の行政機関の一つである以上、中小企業庁が実施する施策について、国の他の施策との整合性を考慮することも当然にあり得ることであって、本件各不給付規定を定めるに当たって風営法上の性風俗関連特殊営業の位置付けを考慮したことが直ちに、本件各不給付規定を無効ならしめる事情となるものではない。

(6) 小括

以上のとおりであるから、本件各不給付規定は、憲法14条1項や行政

法上の一般原則に違反するものとはいえない。そして、他に、本件各不給付規定の有効性を否定すべきような事情もない。

2 争点(2) (本件各贈与契約に基づく請求の当否) について

上記1のとおり、本件各不給付規定は有効であり、その下では、性風俗関連
5 特殊営業を行う事業者である原告は、本件各給付金の給付対象者ではないと
いわざるを得ないから、原告と被告国との間に本件各贈与契約が成立したと
は認められない。

そうすると、本件各贈与契約の成立を前提とする原告の被告国に対する主位
的請求1(1)及び予備的請求1は、いずれも理由がない。

10 3 争点(3) (本件国賠請求の当否) について

上記1のとおり、本件各不給付規定を定めたことが違憲・違法であるとは認
められず、原告が本件各給付金の給付対象とされなかったことも違憲・違法
であるとは認められないから、本件各不給付規定を定めたこと又は本件各不
給付規定に基づき原告に対して本件各給付金の給付をしないことに、国賠法
15 1条1項所定の違法があるとは認められない。したがって、本件国賠請求
(主位的請求1(2))は理由がない。

4 争点(4) (被告デロイト及び被告リクルートに対する各請求の当否) について

被告デロイト及び被告リクルートに対する各請求は、原告が本件各贈与契約
に基づき本件各給付金を受領できる地位にあることを前提とするものであると
ころ、原告と被告国との間に本件各贈与契約が成立したとは認められないこと
20 は前記2のとおりであるから、被告デロイト及び被告リクルートに対する各請
求はいずれも理由がない。

5 争点(5) (本件各確認の訴えの適法性) について

本件においては、原告は、被告国に対して、本件各贈与契約に基づく本件各
給付金の給付の訴えを提起することができ、現にこれを提起しているのであり、
25 それとは別に又は当該訴えが棄却された場合に備えて、本件各贈与契約上の地

位を有することや本件各不給付規定により不給付とされない地位にあることの
確認を求めることが原告と被告国との間の紛争の解決にとって有効・適切であ
るというべき事情は見当たらないから、本件各確認の訴えは、その確認の利益
を欠き不適法である。

5 6 結論

以上によれば、本件訴えのうち、本件各確認の訴えは不適法であるからいず
れも却下すべきであり、原告のその余の請求は理由がないからいずれも棄却す
べきである。

よって、主文のとおり判決する。

10 東京地方裁判所民事第51部

裁判長裁判官

岡田幸人

岡 田 幸 人

15 裁判官

溝渕章展

溝 渕 章 展

20 裁判官釜村健太は、異動のため署名押印することができない。

25 裁判長裁判官

岡田幸人

岡 田 幸 人